

四日市市上下水道局管理規程第4号

四日市市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局事務専決規程（昭和63年水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第5条関係） 個別事項 〔1〕から〔7〕まで（略） 〔8〕 <u>下水維持課</u>					別表第2（第5条関係） 個別事項 〔1〕から〔7〕まで（略）				
<u>事項</u>	<u>管 理 者</u>	<u>専決区分</u>							
		<u>部長</u>	<u>下水 維持 課長</u>	<u>備考</u>					
<u>1 下水道 事業に係 る移転補 償に関す る執行伺</u>		<u>10 0万 円以 上</u>	<u>10 0万 円未 満</u>						

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（上下水道局管理部総務課）